

令和 4 年度環境省重点施策

令和 3 年 12 月

環 境 省



目 次

令和4年度 環境省 <u>予算（案）の概要</u>	1
令和4年度 環境省 <u>重点施策</u>	2
基本的方向	2
1. 時代の要請への対応	
1-1. 「脱炭素社会」への移行	3
1-2. 「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行	6
1-3. 「分散型社会」への移行	7
1-4. カーボンプライシング	8
1-5. 環境外交の強化	9
2. 不変の原点の追求	
2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組	10
2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組	11
令和4年度 予算案における主な事業リスト	12
令和4年度 環境省 <u>税制改正要望結果の概要</u>	18
令和4年度 環境省 <u>財政投融资の概要</u>	24
令和4年度 環境省 <u>機構・定員（案）の概要</u>	25

※本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計における予算であり、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計における予算である。

令和4年度 環境省予算（案）の概要

（単位：億円）

1. 歳出予算

【一般会計】

	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度	
			当初予算案	対前年度比
一般政策経費等	1,474	915	1,502	102%

【エネルギー対策特別会計】

	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度	
			当初予算案	対前年度比
エネルギー対策 特別会計	1,606	450	1,659	103%

小計

	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度	
			当初予算案	対前年度比
一般会計 +エネ特	3,080	1,365	3,161	103%

【東日本大震災復興特別会計】

	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度	
			当初予算案	対前年度比
東日本大震災 復興特別会計	3,612	—	3,431	95%

合計

	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度	
			当初予算案	対前年度比
合計	6,692	1,365	6,592	99%

※令和4年度当初予算案には、デジタル庁へ移管する経費として、一般会計において15億円が含まれている。

※上記の表のほか、国際観光旅客税を充当する環境省分の施策について、令和3年度は49.6億円、令和4年度は22.0億円が観光庁に一括計上。

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

2. 財政投融资

	令和3年度 当初予算額	令和3年度 補正予算額	令和4年度	
			当初予算案	対前年度比
財政投融资 （産業投資）	—	—	200	—

令和4年度 環境省重点施策

《基本的方向》

豪雨の頻発など気候危機がますます顕在化するとともに、生物多様性の損失、廃棄物の大量発生など、大量生産・大量消費・使い捨て型の経済活動・日常生活が地球環境に限界をもたらしつつある。

こうした状況に対し、昨年11月には衆参両院で「気候非常事態宣言」が決議された。さらに、我が国は、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けることを表明した。本年5月には2050年までのカーボンニュートラルの法定化を含む改正地球温暖化対策推進法が成立した。10～11月に英国・グラスゴーで開催された気候変動COP26では、首脳級・閣僚級で議論が行われ、我が国の大きな貢献により、長年の宿題であった市場メカニズムのルール交渉が妥結した。これは、世界全体で脱炭素化の実行の段階に入ったことを意味し、世界的な脱炭素競争はさらに加速が見込まれる。このような世界的潮流を、新たな市場を生む成長分野と捉え、アジア各国をはじめとする世界の脱炭素化に貢献することを通じて、分配の原資となる成長の果実を獲得していく。

国内では、既に、ゼロカーボンシティを表明する自治体の人口規模が1億人を突破し、本年11月末日時点では、脱炭素経営に関するイニシアティブであるTCFD賛同企業数は世界1位、SBT認定企業数は世界3位、RE100宣言企業数は世界2位となるなど、地域や企業の取組が進展している。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年までの期間は「勝負の10年」である。今後は、今までの延長線上ではない、国民ひとりひとり、そして社会全体の行動変容に向けて、あらゆる主体の取組の更なる後押しと、ライフスタイルの転換が必要である。また、デジタルを含む脱炭素技術の更なるイノベーションを推進するとともに、再生可能エネルギーなどの地域資源を徹底活用したグリーン社会を実現することで、「科学技術立国」「地方活性化」に貢献していかなければならない。このため、カーボンプライシング、ルール、予算・減税などのポリシーミックスの構築、環境行政の体制強化など、あらゆる施策の総動員が求められる。

環境省では、こうした時代の要請に対応し、温室効果ガス46%削減、サーキュラーエコノミー関連ビジネス市場規模80兆円以上、陸・海の保護区域等30%確保(30by30)、脱炭素インフラ輸出1兆円を始め、2030年ターゲットの達成に向けて集中的な取組を進める。

また、環境庁創設から50年、環境省創設から20年を経た今、公害健康被害の救済・補償を始めとする環境省の不変の原点を追求する取組を着実に進めていく。

さらに、東日本大震災・原発事故からの復興・再生については、放射性物質による汚染からの環境再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むとともに、未来志向の取組を展開する。これらの取組は、不変でありながら、たゆまず改善を図りながら進めていく。

以上のような、「時代の要請への対応」と「不変の原点の追求」という2つのコア・ミッションの実現に向けて、環境省では以下の施策を重点的に展開していく。

1. 時代の要請への対応

1-1. 「脱炭素社会」への移行

パリ協定の2度目標、1.5度努力目標の達成を目指し、脱炭素社会への移行を加速することが重要である。我が国は、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス46%削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けることを表明した。

その実現に向け、脱炭素型の地域づくりとライフスタイル転換に予算配分を集中させ、重点的に取り組む。複数年度にわたる継続的・包括的な支援スキームとして、自治体に対する新たな交付金制度を創設するとともに、ビジネスとして取り組む企業等に対して、財政投融资を活用した新たな出資制度を創設する。このため、地域脱炭素加速化のための制度的検討を行う。また、改正地球温暖化対策推進法による再エネ促進区域の設定の促進と一体となって、脱炭素先行地域づくりと重点対策の全国実施を推進する。さらに、消費者の環境配慮行動に対して新たなポイントを発行する企業や地域の取組や、再エネとセットでの電動車シェアリングの促進等を通じて、社会全体の行動変容を後押しする。

上記の取組に加え、洋上風力発電導入促進、地熱発電施設数倍増、住宅・建築物の脱炭素化に向けた対策強化のためのルールの見直し、企業の削減取組等のスタンダードを示す指針の策定を進める。また、3000兆円の民間資金を活用するESG金融の更なる普及、地域におけるESG金融の拡大を図るとともに、中小企業等向け「CO2削減比例型」設備導入支援を通じたグリーンリカバリー対策や、企業の脱炭素経営や環境情報開示を後押しする。さらに、再エネ等由来水素や二酸化炭素の回収・有効利用・貯留(CCUS)などの脱炭素技術の実証・社会実装の加速化を進める。

熱中症年間死亡者数1千人以下の速やかな実現を目指した熱中症対策（サブスクリプション（定額利用）型のアコン普及等）、激甚化する風水害等への備えとしての災害廃棄物対策、日本の防災技術・知見を活用した国際貢献を始めとした適応施策を推進する。

(金額は億円単位)

(1) 地域・暮らし・社会のGX(グリーン・トランスフォーメーション) 推進

《脱炭素型の地域づくり・ライフスタイル転換(下記①+②)で、環境省当初予算(一般会計+エネ特)の1/3の規模にあたる1,000億円以上の予算を重点配分》

①脱炭素型の地域づくりの推進

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【エネ特】 200(新規)
- ・ 脱炭素化に資する民間事業への投資加速のための出資制度の創設【財投】 200(新規)
(24 ページ参照)
- ・ 公共施設への太陽光発電等自立・分散型エネルギー設備導入支援(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【エネ特】 20(50) 【3年度補正】 70
- ・ 初期費用ゼロ型太陽光発電等の全国導入加速化支援(PPA 活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】 38(50) 【3年度補正】 114

(金額は億円単位)

- ・ 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業【エネ特】 8 (12)
【3年度補正】 17
- ・ 地域脱炭素のための自治体支援基盤ツールの整備 (ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業)【エネ特】 8 (8)
- ・ 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業【エネ特】 9 (5)
- ・ 物流 (ラストワンマイル) のバッテリー交換式 EV 等導入支援 (バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業)【エネ特】 12 (12)
- ・ 建築物の ZEB・省 CO2 化促進支援 (建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)【エネ特】 55 (60)
【3年度補正】 75
- ・ 住宅の ZEH・省 CO2 化促進支援 (戸建住宅 ZEH 化等支援事業、集合住宅の省 CO2 化促進事業)【エネ特】 110 (110)
【3年度補正】 15

②脱炭素型のライフスタイルへの転換

- ・ 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業【一部エネ特】 【3年度補正】 101
- ・ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業 1 の内数 (新規)
- ・ 製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化等促進 (企業の脱炭素経営実践促進事業の一部)【エネ特】 6 の内数 (6 の内数)
- ・ 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】 【3年度補正】 10
- ・ ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業【エネ特】 18 (新規)

③社会を脱炭素に向けるルールの見直し

- ・ 洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業【エネ特】 5 (新規)
- ・ 地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業【エネ特】 3 (新規)

④ESG 金融や脱炭素経営の促進

- ・ 脱炭素化に資する民間事業への投資加速のための出資制度の創設【財投】(再掲) 200 (新規)
- ・ ESG 金融実践促進事業【エネ特】 3 (新規)
- ・ グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等の CO2 削減比例型設備導入支援事業【エネ特】 【3年度補正】 30
- ・ 企業の脱炭素経営実践促進事業【エネ特】 6 (6)

⑤脱炭素技術の社会実装の加速化

- ・ 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業 (脱炭素な地域水素サプライチェーン構築・水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援)【エネ特】 66 (66)
- ・ CCUS 早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業【エネ特】 80 (80)
- ・ 地域活性化と脱炭素化の同時実現に向けた地域連携・分野横断による脱炭素技術の開発・実証支援 (地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業)【エネ特】 50 (新規)

《制度的対応》

- 地域脱炭素の加速化のための制度的対応の検討

(2) 熱中症対策を始めとした適応施策の推進

(金額は億円単位)

- ・ 熱中症対策推進事業 (サブスクリプション型のエアコン普及等)

1 (2)

【3年度補正】 3

- ・ 気候変動影響評価・適応推進事業

8 (8)

1-2. 「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行

有限な地球環境の下で持続可能な社会経済システムを実現するためには、使い捨て社会から捨てない社会に移行し、循環経済を実現することが重要である。

2030年までにサーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を80兆円以上とすることを旨とし、プラスチック資源循環法に基づくプラスチックの排出抑制等を推進するほか、使用済み製品等のリユース等の普及や、ファッションロス削減などサステナブル・ファッションの推進のための調査検討や情報発信、食品ロス対策、「所有」から「利用」への転換を促すシェアリングやサブスクリプション（定額利用）型サービスの普及を進める。

また、持続可能でレジリエントな廃棄物処理体制を構築し、災害廃棄物対策の体制を整備するとともに、一般廃棄物・浄化槽施設の整備を推進する。

（金額は億円単位）

（1） 循環経済への移行の加速化

- ・ 循環経済移行促進事業 5 (4)
- ・ プラスチック代替素材への転換・社会実装支援（脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業）【エネ特】 36 (36)
- ・ プラスチック省 CO2 型高度リサイクル等設備導入支援（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）【エネ特】 50 (43) 【3年度補正】 50
- ・ プラスチック資源循環等推進事業費 3 (2)
- ・ 使用済み製品等のリユース等促進事業 0.8 (0.3)
- ・ 食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費 1 (1)
- ・ 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】（再掲） 10 【3年度補正】 10
- ・ 熱中症対策推進事業（サブスクリプション型のアコン普及等）（再掲） 1(2) 【3年度補正】 3

《制度的対応》

- サークュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の策定

（2） レジリエントな廃棄物処理体制の構築

- ・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業 3 (3) 【3年度補正】 6
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】 494 (541) 【3年度補正】 476
- ・ 浄化槽の整備【一部エネ特】 104 (104) 【3年度補正】 5
- ・ PCB 廃棄物の適正な処理の推進等 41 (46) 【3年度補正】 34

1-3. 「分散型社会」への移行

ウイズコロナの時代において、自然・健康への関心も高まる中、地域の自然の保護と利用を図りながら分散型社会への移行を進めることが重要である。

このため、生物多様性国家戦略を改定し、G7サミットで合意した2030年までの陸・海の保護区域等30%確保（30by30）の実現を目指す。また、生物多様性保全の取組と、脱炭素社会・循環経済への移行の取組との相乗効果を発揮させるため、自然を活用した解決策（NbS）の戦略的取組を推進し、生物多様性の回復を実現する。

具体的には、国立公園等の区域拡張や世界水準を目指した魅力向上に加えて、保護地域以外の生物多様性保全に資する区域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）としての民間取組等を促すための仕組み・データの整備、生態系を活用した防災・減災、鳥獣保護管理、外来生物対策強化を推進する。

また、これらを盛り込んだ30by30ロードマップや新国家戦略を策定する。

さらに、改正自然公園法等に基づく自然を活用した地域の活性化を進めるとともに、分散型電源としての地域共生型地熱利活用、改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく豊かな海づくりを推進する。

（金額は億円単位）

（1）生物多様性国家戦略の改定（30by30 実現）

・ 生物多様性国家戦略推進費	0.4 (0.3)
・ ポスト 2020 生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	0.5 (0.5)
・ 国立・国定公園新規指定等推進事業費	0.6 (0.6)
・ OECM を活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	1 (新規)
・ 自然生態系を基盤とする防災減災推進費	0.6 (0.8)
・ 指定管理鳥獣捕獲等事業費	2 (1)
	【3年度補正】 23

（2）生物多様性保全×脱炭素×循環経済

・ 国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特、一部旅客税】	130 (160)
・ 国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業	【3年度補正】 8
・ 地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業【エネ特】(再掲)	3 (新規)
・ 里山未来拠点形成支援事業（「生物多様性保全推進支援事業」の内数）	0.4 (0.4)
・ 豊かさを実感できる海の再生事業	2 (2)

《制度的対応》

- 生物多様性国家戦略の改定（30by30 達成に向けたロードマップの組み込み）
- 外来生物対策の推進のための制度的対応の検討

1-4. カーボンプライシング

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向けては、今までの延長線上にない、社会全体の行動変容を後押しする政策を総動員することが必要である。

このため、ルールの見直しや予算・減税などの措置と併せ、カーボンプライシングについて、様々な政策とのポリシーミックスや脱炭素に向けた代替技術の開発状況等も考慮しつつ、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて、躊躇なく取り組む。

(金額は億円単位)

○ 成長に資するカーボンプライシングの取組

- ・ カーボンプライシング導入調査事業【エネ特】 3 (3)
- ・ 税制全体のグリーン化推進検討経費 0.3 (0.3)
- ・ J-クレジット×デジタル推進事業(温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業の一部)【エネ特】 7の内数 (8の内数)
- ・ J-クレジット制度運営・促進事業(温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部)【一部エネ特】 10の内数 (10の内数)

《税制改正要望》 ※18 ページに再掲

○ カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスの推進

カーボンプライシングについては、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組むこととしている。このため、政府において、成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)を踏まえつつ、ポリシーミックスの中で、年内に一定の方向性の取りまとめをすべく、そのあり方について検討過程であるところ、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響、脱炭素化に向けたイノベーション支援等を含めて専門的・技術的な議論を着実に進め、その成果を踏まえたカーボンプライシングについての対応を行う。

○ 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

1 - 5. 環境外交の強化

国際連携による地球環境問題の解決のためには、環境外交の強化が重要である。

我が国が交渉を主導して合意した気候変動COP26における市場メカニズムのルール合意を受け、世界的な脱炭素競争が加速する見込みである。我が国の技術等の海外展開を強力に促進することにより、世界的に拡大する脱炭素市場を獲得し、世界的な脱炭素化に貢献するとともに、分配の原資となる成長の果実を獲得していく。「脱炭素インフラ イニシアティブ」を踏まえ、2030年に脱炭素インフラ最大1兆円規模の事業の創出を目指して、二国間クレジット制度（JCM）に関して、パートナー国や国際機関との連携を通じた案件形成・実施の強化、民間資金による拡大検討、政府職員や事業者の能力構築を進める。また、「日ASEANアクション・アジェンダ2.0」等を通じ、透明性向上の支援や長期戦略策定を含む包括的な途上国の脱炭素移行支援を進める。

また、生物多様性COP15におけるポスト2020枠組づくりとそれらの実施に向けた制度的検討、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けた海洋プラスチックごみに対処する新たな国際的枠組づくりに、主導的な役割を果たす。さらに、循環産業の海外展開に取り組む。

(金額は億円単位)

(1) 環境外交の主導

- ・ 生物多様性条約等拠出金（SATOYAMA イニシアティブ等） 4 (4)
 - ・ ポスト 2020 生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費（再掲） 0.5 (0.5)
 - ・ 海洋プラスチックごみ総合対策費（国際連携等） 2 (2)
 - ・ GOSAT シリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】 27 (31)
- 【3年度補正】 30

(2) 脱炭素インフラの海外展開

- ・ 脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）【エネ特】 125 (104)
- ・ 脱炭素移行支援基盤整備事業【エネ特】 20 (22)
- ・ 環境国際協力・インフラ戦略推進費 5 (5)
- ・ 循環産業の海外展開支援基盤整備事業 4 (4)
- ・ アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 0.9 (0.9)

2. 不変の原点の追求

2-1. 人の命と環境を守る基盤的取組

ウィズコロナ・ポストコロナ時代においても、環境省の使命である人の命と環境を守る基盤的な取組を着実に進めることが重要である。

このため、水俣病や石綿に係る健康被害に対する救済・補償、化学物質等による健康被害の未然防止の観点からのエコチル調査、野生鳥獣に関する感染症やヒアリ対策、軽石を含む海岸漂着物対策を着実に推進する。

また、犬猫の譲渡の促進等を通じて、動物愛護管理を強化する。

(金額は億円単位)

(1) 人の命と健康、環境を守る基盤的な取組

・ 水俣病総合対策関係経費	111 (110)
	【3年度補正】 2
・ 石綿飛散防止総合対策費	1 (2)
・ 子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)	56 (56)
	【3年度補正】 6
・ 野生鳥獣に関する感染症対策基盤事業	0.5 (0.5)
・ 国内へのヒアリの定着防止等 (外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業)	7 (7)
・ 海岸漂着物等地域対策推進事業	2 (2)
	【3年度補正】 79

(2) 動物愛護管理の強化

・ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	2 (2)
・ 犬猫の譲渡促進等に係る総合推進費	0.3 (新規)

2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組

東日本大震災・原発事故からの復興・再生に向けて、福島県内の除去土壌等の30年以内の県外最終処分という約束を果たすべく全力で取り組むことが重要である。

放射性物質の除染、中間貯蔵施設事業、汚染廃棄物処理、除去土壌の再生利用実証事業等を着実に実施するとともに、県外最終処分に向けて再生利用等に関する全国での理解醸成活動を更に展開するなど、環境再生に取り組む。

また、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき、東京電力福島第一原発で発生した汚染水を浄化した処理水（ALPS処理水）の放出に係る海域環境のモニタリングを行う。

さらに、福島県との連携協力協定に基づく脱炭素×復興まちづくりやふくしまグリーン復興構想、放射線の健康影響や福島県産「食」に関する風評の払拭を目指した取組の推進により、未来志向の取組を推進する。

(金額は億円単位)

(1) 環境再生に向けた取組等の着実な実施

- | | |
|---|---------------|
| ・ 中間貯蔵施設の整備等【復興特】 | 1,981 (1,872) |
| ・ 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】 | 271 (253) |
| ・ 特定復興再生拠点整備事業【復興特】 | 445 (637) |
| ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】 | 638 (768) |
| ・ 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査（ALPS 処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む）【復興特】 | 8 (5) |

(2) 未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～

- | | |
|---|----------------------|
| ・ 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】 | 5 (5) |
| ・ 放射線健康管理・健康不安対策事業費 | 12 (13) |
| ・ 国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特、一部旅客税】（再掲）の一部 | 130 の内数
(160 の内数) |

令和4年度 予算案における主な事業リスト

1. 気候変動対策

(金額は億円単位)

(1) 脱炭素社会の実現に向けた技術・社会システムのイノベーションの実践

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【エネ特】 200(新規)
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】 【3年度補正】 70 20(50)
- ・PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】 【3年度補正】 114 38(50)
- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業【エネ特】 【3年度補正】 17 8(12)
- ・ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】 8(8)
- ・再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業【エネ特】 9(5)
- ・再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業【エネ特】 【3年度補正】 10
- ・バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業【エネ特】 12(12)
- ・建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】 55(60) 【3年度補正】 75
- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業【エネ特】 66(66) 【3年度補正】 15の内数
- ・集合住宅の省CO2化促進事業【エネ特】 45(45) 【3年度補正】 15の内数
- ・食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業【一部エネ特】 【3年度補正】 101
- ・企業の脱炭素経営実践促進事業【エネ特】 6(6)
- ・ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業【エネ特】 18(新規)
- ・洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業【エネ特】 5(新規)
- ・地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業【エネ特】 3(新規)
- ・グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業【エネ特】 【3年度補正】 30
- ・工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業【エネ特】 37(40)
- ・脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業【エネ特】 66(66)
- ・CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業【エネ特】 80(80)
- ・地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業【エネ特】 50(新規)

(金額は億円単位)

・温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業【エネ特】	7(8)
・温室効果ガス関連情報基盤整備事業【一部エネ特】	10(10)
・脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】	55(80)
・浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業【エネ特】	4(4)
・空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業【エネ特】	13(新規)
	【3年度補正】11
・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業【エネ特】	8(8)
・潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業【エネ特】	7(新規)
・離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業【エネ特】	4(4)
・革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業【エネ特】	17(18)
・革新的な省CO2実現のための部材(GaN)や素材(CNF)の社会実装・普及展開加速化事業【エネ特】	38(18)
・木材の再利用によるCE×CNの同時達成方策評価検証事業【エネ特】	1(新規)
・既存システムの脱炭素化移行可能性に係るアンモニア燃焼時のNOx低減及び蓄熱等技術評価・検証事業【エネ特】	0.7(0.7)
・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費【一部エネ特】	7(7)
・森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	0.3(0.3)
(2) 総合的なフロン排出抑制対策の促進	
・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業【エネ特】	73(73)
・IoTを活用したフロン類漏えい検知技術等による省CO2効果等評価・検証事業【エネ特】	1(新規)
・国際パートナーシップを活用した高効率ノンフロン機器導入拡大等事業【エネ特】	2(2)
・フロン等対策推進調査費	3(3)
・代替フロンの回収・破壊事業(「二国間クレジット制度の構築等事業」の内数)	0.6(0.6)
(3) 適応施策の更なる推進	
・熱中症対策推進事業(サブスクリプション型のアエアコン普及等)	1(2)
	【3年度補正】3
・気候変動影響評価・適応推進事業	8(8)
(4) イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力	
・GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】	27(31)
	【3年度補正】30
・脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(プロジェクト補助)【エネ特】	125(104)

(金額は億円単位)

・脱炭素移行支援基盤整備事業【一部エネ特】	21(22)
・脱炭素移行支援関連拠出・分担金【エネ特】	2(3)
・環境国際協力・インフラ戦略推進費	5(5)
・パリ協定の実施に向けた検討経費	2(2)
・国際連携戦略推進費	2(2)

2. 東日本大震災からの復興・再生

・中間貯蔵施設の整備等【復興特】	1,981(1,872)
・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	271(253)
・特定復興再生拠点整備事業【復興特】	445(637)
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】	638(768)
・東日本大震災被災地における環境モニタリング調査（ALPS 処理水放出に係る海域環境のモニタリングを含む）【復興特】	8(5)
・「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】	5(5)
・放射線健康管理・健康不安対策事業費	12(13)
・国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特、一部旅客税】の一部	130の内数(160の内数)

3. 循環型社会の形成

(1) 国内での資源循環の促進

・循環経済移行促進事業	5(4)
・プラスチック資源循環等推進事業費	3(2)
・使用済み製品等のリユース等促進事業	0.8(0.3)
・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	3(3)
・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	1(1)
・脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業【エネ特】	50(43)
	【3年度補正】50
・脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】	36(36)
・地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業【エネ特】	19(新規)
・デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業【エネ特】	3(2)
・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業	3(3)
	【3年度補正】6
・脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業【エネ特】	4(4)
・一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	494(541)
	【3年度補正】476
・感染症等に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援業務	0.4(0.5)
・浄化槽の整備【一部エネ特】	104(104)
	【3年度補正】5

(金額は億円単位)

・廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業【エネ特】	20(20)
・PCB 廃棄物の適正な処理の推進等	41(46)
	【3年度補正】 34
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	0.6(0.6)
	【3年度補正】 11
・災害等廃棄物処理事業費補助金	2(2)
	【3年度補正】 85
・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	0.3(0.3)
	【3年度補正】 10
・熱中症対策推進事業(サブスクリプション型のエアコン普及等)(再掲)	1(2)
	【3年度補正】 3

(2) 資源循環の国際展開

・循環産業の海外展開支援基盤整備事業	4(4)
・アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	0.9(0.9)

4. 自然との共生・生物多様性の保全と持続可能な利用

(1) コロナ禍を乗り越える新たなライフスタイル・ビジネス

・地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業【エネ特】(再掲)	3(新規)
・国立公園満喫プロジェクト等推進事業【一部エネ特、一部旅客税】(再掲)	130(160)
・国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業	【3年度補正】 8
・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	3(3)
・温泉の保護及び安全・適正利用推進費	0.3(0.3)
・自然公園等事業等	83(83)
	【3年度補正】 54

(2) 生物多様性保全に向けた国内外の新たな枠組みづくり

・生物多様性条約等拠出金(SATOYAMA イニシアティブ等)	4(4)
・生物多様性国家戦略推進費	0.4(0.3)
・ポスト2020生物多様性枠組の経済的事項に関する実施及び交渉等支援費	0.5(0.5)
・OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	1(新規)
・国立・国定公園新規指定等推進事業	0.6(0.6)
・自然生態系を基盤とする防災減災推進費	0.6(0.8)
・自然環境保全基礎調査費	0.7(0.6)
・国際希少野生動植物種流通管理対策費	0.5(0.5)
・生物多様性保全推進支援事業	2(2)
・離島希少種保全対策事業費	1(0.6)

(金額は億円単位)

(3) 里山保全・鳥獣管理・外来種防除等を通じた野生との適切な距離の確保

- ・里山未来拠点形成支援事業(「生物多様性保全推進支援事業」の内数) 0.4(0.4)
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業費 2(1)

【3年度補正】23

- ・野生鳥獣に関する感染症対策基盤事業 0.5(0.5)
- ・国内へのヒアリの定着防止等(外来生物対策管理事業費、特定外来生物防除等推進事業) 7(7)

(4) 動物愛護管理の強化

- ・動物適正飼養推進・基盤強化事業 2(2)
- ・動物収容・譲渡対策施設整備費補助 2(2)
- ・犬猫の譲渡促進等に係る総合推進費 0.3(新規)

5. 環境リスクの管理

(1) 多様な環境リスクの低減

- ・石綿飛散防止総合対策費 1(2)
- ・自動車等大気環境総合対策費 2(2)
- ・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費 3(3)
- ・水質環境基準検討費 2(2)
- ・土壌汚染対策費 3(3)
- ・農薬登録基準等設定費 2(1)

(2) 海洋プラスチックごみをはじめとする地球規模での環境リスク管理

- ・豊かさを実感できる海の再生事業 2(2)
- ・海洋プラスチックごみ総合対策費(国際連携等) 2(2)
- ・海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 2(2)
- ・海岸漂着物等地域対策推進事業 2(2)

【3年度補正】79

(3) 化学物質管理

- ・子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) 56(56)
- ・PRTR制度運用・データ活用事業 2(3)
- ・化学物質国際対応政策強化事業費 0.4(0.4)

【3年度補正】6

(4) 環境保健対策

- ・水俣病総合対策関係経費 111(110)
- ・石綿読影の精度確保等調査事業 2(2)

【3年度補正】2

6. 総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化

(金額は億円単位)

(1) 地域循環共生圏の創造

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【エネ特】(再掲) 200(新規)
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】(再掲) 【3年度補正】 70
- ・ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】(再掲) 8(8)
- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業【エネ特】(再掲) 8(12) 【3年度補正】 17

(2) 経済システムのグリーン化に向けた取組

- ・カーボンプライシング導入調査事業【エネ特】 3(3)
- ・税制全体のグリーン化推進検討経費 0.3(0.3)
- ・グリーンボンド等促進体制整備支援事業【エネ特】 4(5)
- ・脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業【エネ特】 13(14)
- ・ESG 金融実践促進事業【エネ特】 3(新規)

(3) 環境政策の基盤となる技術研究

- ・国立環境研究所運営費交付金 164(165) 【3年度補正】 16
- ・環境研究総合推進費関係経費 54(54)

(4) 環境に配慮した事業活動へとつながる環境アセスメント

- ・ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】(再掲) 8(8)
- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業【エネ特】(再掲) 8(12) 【3年度補正】 17
- ・洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業【エネ特】(再掲) 5(新規)

(5) 幅広い政策分野における行動変容の促進

- ・食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業【一部エネ特】(再掲) 【3年度補正】 101
- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費(再掲) 1(1)
- ・企業の脱炭素経営実践促進事業【エネ特】(再掲) 6(6)
- ・ナッジ×デジタルによる脱炭素型ライフスタイル転換促進事業【エネ特】(再掲) 18(新規)

令和4年度 環境省税制改正要望結果の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法は、産業の競争力強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組む。

国際的に、民間主導でのクレジット売買市場の拡大の動きが加速化していることも踏まえて、我が国における炭素削減価値が取引できる市場（クレジット市場）の厚みが増すような具体策を講じて、気候変動対策を先駆的に行う企業のニーズに早急に答えていく。

具体的には、足下で、J クレジットや非化石証書などの炭素削減価値を有するクレジットに対する企業ニーズが高まっている情勢に鑑み、まずは、これらのクレジットに係る既存制度を見直し、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングを促進する。

その上で、炭素税や排出量取引については、負担の在り方にも考慮しつつ、プライシングと財源効果両面で投資の促進につながり、成長に資する制度設計ができるかどうか、専門的・技術的な議論を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響等を踏まえるものとする。

加えて、我が国は、自由貿易の旗手としての指導力を存分に発揮しつつ、これと温暖化対策を両立する公正な国際ルールづくりを主導する。その際、炭素国境調整措置に関する我が国としての基本的考え方を整理した上で、EU 等の議論の動向にも注視し、戦略的に対応する。

新たな 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、とりわけ新築住宅については、省エネ性能の向上及び太陽光発電の設置により ZEH（Net Zero Energy House）化を推進する必要がある。

第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

○ カーボンニュートラルに向けたカーボンプライシングを含むポリシーミックスの推進

カーボンプライシングについては、産業競争力の強化やイノベーション、投資促進につながるよう、成長に資するものについて躊躇なく取り組むこととしている。このため、政府において、成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえつつ、ポリシーミックスの中で、年内に一定の方向性の取りまとめをすべく、そのあり方について検討過程であるところ、現下の経済情勢や代替手段の有無等、国際的な動向や我が国の事情、先行する自治体の取組、産業の国際競争力への影響、脱炭素化に向けたイノベーション支援等を含めて専門的・技術的な議論を着実に進め、その成果を踏まえたカーボンプライシングについての対応を行う。

<参考>

- ・令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下の通り盛り込まれた。

令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

（8）経済と環境の好循環の実現

気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。IPCCによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されている。持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

第三 検討事項

4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

○ 税制全体のグリーン化

平成 24 年 10 月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

<結果>

- ・地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。
- ・揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

(住宅の脱炭素化)

○ 新たな 2030 年度目標の達成や、その先の 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ZEH を消費者にとって身近なものとするとともに、供給面でも ZEH の普及を一層後押しするため、必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

- ✓ **住宅ローン減税等の住宅取得促進策に係る所要の措置（所得税、相続税・贈与税、登録免許税、個人住民税）**

<結果>

		入居年			
		R4	R5	R6	R7
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅 (認定低炭素住宅※ 認定長期優良住宅) ※ZEH水準の省エネに加えて太陽光発電等の再エネの設置を必須とする住宅(予定)	5,000万円 (5,000万円)		4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 (5,000万円)		3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円 (4,000万円)		3,000万円
		その他の住宅	3,000万円 (4,000万円)		2,000万円 ※R6以降建築確認(新築)：対象外
既存住宅		認定住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円 (2,000万円)		
		その他の住宅	2,000万円 (2,000万円)		
控除率		0.7% (1%)			
控除期間	新築・買取再販	13年 (10年 (消費税10%適用：13年)) ※R6・R7入居の「その他の住宅」については10年			
	既存住宅	10年 (10年)			
所得要件		2,000万円 (3,000万円)			
床面積要件		50㎡ (50㎡) ※R5以前建築確認(新築)：40㎡ (所得要件1,000万円以下)			

() 内は現行制度における優遇状況

- ✓ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置【延長】(登録免許税)
- ✓ 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置【延長】(登録免許税)
- ✓ 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】(不動産取得税、固定資産税)

<結果>

- ・いずれも 2 年間延長することとされた。

(自動車環境対策)

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

<参考>

- ・大綱において、以下の通り盛り込まれた。

令和4年度税制改正大綱（令和3年12月10日 自由民主党・公明党）（抄）

第一 令和4年度税制改正の基本的考え方

1. 成長と分配の好循環の実現

(8) 経済と環境の好循環の実現

車体課税については、自動車業界がCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面する中、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとしたところである。車体課税の見直しに当たっては、令和3年度税制改正大綱で示した方針に基づき引き続き検討を進める。

第三 検討事項

- 5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2. 個別のグリーン化措置

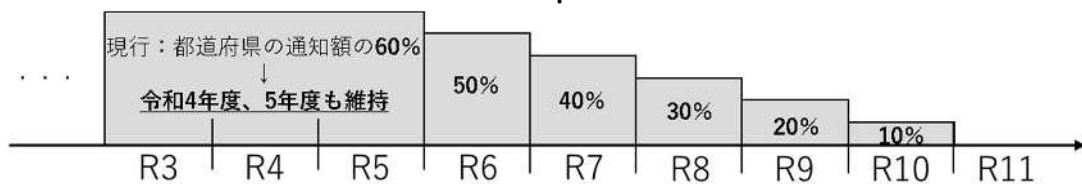
(1) 循環経済

➤ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置【延長】（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）（◎）

- ・ 特定廃棄物最終処分場における埋立て終了後の維持管理に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てた際に、当該積立金を損金又は必要経費に算入できる特例措置（損金算入可能な限度額は都道府県知事による通知額の6割）について、適用期限を2年間延長する。

<結果>

- ・ 延長は認められなかった。
- ・ ただし、令和3年度末時点で廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けている者について、令和4年度及び令和5年度は現行どおりの準備金積立率（60%）による積立てを認めるとともに、令和6年度から令和10年度までについては、1年ごとに10%ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずることとされた。



➤ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、
 - ◆ ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については 1/2 (◎)
 - ◆ 一般廃棄物の最終処分場については 2/3 (◎)
 - ◆ PCB 廃棄物等処理施設については 1/3 (◎)
 - ◆ 汚水・廃液処理施設については 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

とする特例措置について、適用期限を2年間延長。

<結果>

- ・ 以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。
 - ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定。
 - 一般廃棄物の最終処分場について、適用対象から、廃棄物処理法の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外。
 - 汚水・廃液処理施設について、適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定。

(2) 脱炭素社会

➤ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

- ・ 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年分の固定資産税に限り課税標準を軽減する措置について、適用期限を2年間延長。

(※) 太陽光発電設備（自家消費型）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備

<結果>

- ・ 2年間延長することとされた。

➤ 既存住宅の省エネ改修に係る軽減措置【拡充・延長】（所得税、固定資産税）

- ・ 省エネ改修等が行われた住宅について、所得税、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限を2年間延長するとともに、
 - ◆ 所得税の特例措置については、特例措置の適用を受ける省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を、「窓の断熱改修工事」に拡充。
 - ◆ 固定資産税の特例措置については、特例措置の適用を受ける省エネリフォームの築年数について、「平成20年1月1日以前から所在しているもの」を、「新築から10年以上経過したもの」に拡充。

<結果>

- ・ 所得税について、以下の見直し（拡充）をした上で、2年間延長することとされた。
 - － 特例措置の適用を受ける省エネリフォームの工事要件のうち、「全居室の全窓の断熱改修工事」を、「窓の断熱改修工事」に拡充。
 - － ローン型の所得税の特例措置を廃止し、投資型の所得税の特例措置に一本化した。うえで、投資型の所得税の特例措置の控除額を引き上げ及び対象となる工事の範囲を拡充。
- ・ 固定資産税について、以下の見直し（拡充）をした上で、2年間延長することとされた。
 - － 適用対象となる住宅を、平成26年4月1日に存していた住宅に拡充。
 - － 工事費要件を、50万円超から60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）に引き上げ。

令和4年度 環境省財政投融资案

○環境省初となる本格的な財投出資

今や気候変動に取り組むことはビジネスの主流になりつつある。2030年までの「勝負の10年」に向け、脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者等を集中的、重点的に支援するため、複数年度にわたる継続的かつ包括的な資金支援の一環として、新たに財政投融资（産業投資）を活用した出資制度を創設する。

200億円の出資を呼び水として、1,000億円程度の規模の脱炭素事業を実現するとともに、新たなビジネスモデルの構築を通じて、数兆円規模の脱炭素投資の誘発に貢献することを目指す。

さらに、それらの成果を踏まえつつ、2030年度の温室効果ガス2013年度比46%削減、2050年までにカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けて、資金支援を継続的に実施していく。

【財政投融资のうち産業投資 200億円
事業規模 1,000億円程度を想定】

令和4年度 環境省機構・定員（案）の概要

国内外でのグリーン社会の実現に向け、地域の脱炭素化や環境外交及び官房機能を中心に、環境省の体制を抜本的に強化する。

【機構】

○地域脱炭素化推進のための恒常的な新たなグループを創設

- ・ 地域脱炭素推進審議官
- ・ 大臣官房地域政策課長
- ・ 大臣官房地域脱炭素事業推進課長
- ・ 大臣官房参事官

※地方環境事務所においても、地域脱炭素創生室を創設

○環境外交の強化

- ・ 特別国際交渉官
- ・ 地球環境局参事官
- ・ 気候変動国際交渉室長

【定員】：137人（過去最大の恒常定員の新規増）

1. 本省：59人

○地域脱炭素ロードマップの実現など温室効果ガス46%削減・50%の高みへの挑戦

- ・ 地域脱炭素化の推進のための体制強化
- ・ 再生可能エネルギー等の環境影響評価迅速化のための体制強化
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けた政策対応のための体制強化

○インド太平洋を始めとした世界の脱炭素移行推進のための体制強化

○プラスチック資源循環等の循環経済移行のための体制強化

○戦略的広報、ワークライフバランス・業務効率化推進等のための官房機能の強化

2. 地方環境事務所：78人

○地域脱炭素ロードマップの実現など温室効果ガス46%削減・50%の高みへの挑戦

- ・ 地域脱炭素ロードマップの実現に向けた伴走支援体制の強化
- ・ 自然環境に配慮した脱炭素化の推進のための体制強化

○プラスチック資源循環推進のための体制強化

○国立公園・世界自然遺産管理、里海づくりのための推進体制の強化

※地域脱炭素に係る地方環境事務所の体制については、3か年で計画的に整備する。